

運輸安全マネジメントの実施義務と行政処分等との関係

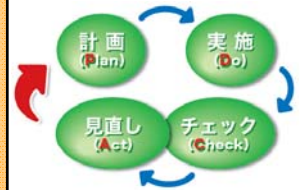
- ・貸切バス事業者
- ・貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者
- ・200両以上の乗合・特定バス事業者
- ・300両以上のタクシー・トラック事業者

左記以外の自動車運送事業者

安全マネジメントに関する指針

努力義務

- 経営の責任者の責務
- 社内組織
- 安全マネジメントに関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する目標、計画
- 安全マネジメントの適確な実施
- 輸送の安全に関する費用支出
- 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有
- 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 輸送の安全に関する研修等、チェック、業務の改善、情報の管理



・安全管理規程の作成届出

・安全統括管理者の選任届出

義務

安全管理規程の内容

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

行政処分等

- ・安全管理規程の作成・届出 違反
- ・安全統括管理者の選任・届出 違反
- ・安全管理規程の遵守違反

安全情報の公表

義務

- 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及びその達成状況
- 事故に関する統計
- 行政処分後の改善状況等

- 安全管理規程
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
- 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 安全統括管理者に係る情報

安全情報の公表義務違反

指導・監督指針

義務

従業員に対する指導・監督を効果的かつ適切に行うための措置

- 輸送の安全に関する基本的方針の設定、従業員への周知
- 基本的方針に基づく輸送の安全に関する目標の設定
- 従業員に対する教育及び研修
- 事故、災害等に関する報告、ヒヤリ・ハット体験、事故防止に関する効果的な事例その他の安全教育に資する情報の適切な伝達

指導・監督義務違反